

令和6年11月

大分県議会定例会議案

大 分 県

議 案 目 次

(議 案)

第 108 号 議 案	令和 6 年度大分県一般会計補正予算 (第 4 号) ……………	1
第 109 号 議 案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について……………	14
第 110 号 議 案	当せん金付証券の発売について……………	34
第 111 号 議 案	大分県産業廃棄物税条例の一部改正について……………	35
第 112 号 議 案	大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について……………	36
第 113 号 議 案	物品の取得について……………	37
第 114 号 議 案	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	38
第 115 号 議 案	損害賠償の額を定めることについて……………	39
第 116 号 議 案	工事請負契約の変更について……………	40
第 117 号 議 案	工事請負契約の変更について……………	41
第 118 号 議 案	宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について……………	42
第 119 号 議 案	工事請負契約の締結について……………	56
第 120 号 議 案	警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について……………	57

(報 告)

第 2 号 報 告	令和 6 年度大分県一般会計補正予算 (第 3 号) について……………	58
-----------	--------------------------------------	----

報 第 44 号	損害賠償の額の決定について.....	62
報 第 45 号	損害賠償の額の決定について.....	63
報 第 46 号	新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案の骨子について.....	64

令和6年度 大分県一般会計補正予算（第4号）

令和6年度大分県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,957,767千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,905,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月27日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 国 庫 支 出 金		104,157,082	6,649,044	110,806,126
	2 国 庫 補 助 金	74,860,074	6,649,044	81,509,118
12 繰 入 金		27,640,371	36,023	27,676,394
	2 基 金 繰 入 金	27,291,921	36,023	27,327,944
14 諸 収 入		81,146,060	50,700	81,196,760

	4 受託事業収入	821,078	50,700	871,778
15 県	債	62,886,000	3,222,000	66,108,000
	1 県	債	3,222,000	66,108,000
歳 入 合 計		700,947,518	9,957,767	710,905,285

歳 出				
款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	農 林 水 産 業 費	51,172,022	365,947	51,537,969
	3 農 地 費	17,630,550	50,700	17,681,250
	4 林 業 費	12,632,267	315,247	12,947,514
8	土 木 費	83,965,404	419,800	84,385,204
	2 道 路 橋 梁 費	43,866,091	419,800	44,285,891
11	災 害 復 旧 費	24,552,638	9,172,020	33,724,658
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	7,279,184	1,177,429	8,456,613

	2 土木施設災害復旧費	16,923,454	7,994,591	24,918,045
歳 出 合 計		700,947,518	9,957,767	710,905,285

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

(1) 追 加

款	項	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費			千円 712,194
	4 林 業 費		712,194
		災害関連緊急治山事業費	712,194
8 土 木 費			240,000
	2 道 路 橋 梁 費		240,000
		(公) 道路災害関連事業費	240,000

11 災 害 復 旧 費			14,648,999
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費		6,448,999
		農林水産関係災害時緊急対応事業費	497,000
		団体営耕地災害復旧事業費	5,145,155
		林道災害復旧事業費	656,844
		漁港災害復旧事業費	150,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		8,200,000
	(公) 災害復旧事業費 (河川課分)	8,200,000	
合 計			15,601,193

(2) 変 更					
款	項	事 業 名	既 定 額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
8 土 木 費			11,732,569	458,969	12,191,538
	1 土 木 管 理 費		22,569	458,969	481,538
		県有建築物保全事業費	22,569	458,969	481,538
11 災 害 復 旧 費			230,000	240,000	470,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		230,000	240,000	470,000
		土木関係災害時緊急対応事業費	230,000	240,000	470,000
合 計			17,157,569	698,969	17,856,538

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(1) 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 (公) 道路改良事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	千円 230,000
2 (単) 交通安全事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	144,000
3 (単) 道路防災事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	263,000
4 (単) 身近な道改善事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	255,000
5 (単) 側溝整備事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和 6 年度 から 令和 7 年度 まで	11,000

6 (単) 道路施設補修事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	630,000
7 (公) 交通安全事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	10,000
8 (公) 道路防災事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	230,000
9 (公) 道路施設補修事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	100,000
10 (単) 道路改良事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	549,000
11 (単) 河川海岸改良事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	375,000
12 (単) 緊急河床掘削事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	280,000
13 (公) 広域河川改修事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	439,000

14 (単) 砂防改修事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	165,000
15 (単) 急傾斜地崩壊対策事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	275,000
16 (単) 砂防施設再生事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	53,000
17 (公) 通常砂防事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	150,000
18 (公) 火山砂防事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	50,000
19 (公) 急傾斜地崩壊対策事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	226,000
20 (公) 街路改良事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	15,000
21 (公) 県営都市公園長寿命化等対策事業 (年度内支出を伴わないもの)	令和6年度から 令和7年度まで	50,000

(2) 変 更		
事 項	期 間	限 度 額
土木施設災害復旧事業		「1,100,000千円」を「2,500,000千円」

第 4 表

地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後				摘 要
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
治 山 費	千円 1,369,000				千円 1,473,000				
道 路 費	20,602,000				20,821,000				
土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,720,000				6,619,000				

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。

第百九号議案

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一般旅券申請事務の部中「二、〇〇〇円」を「二、三〇〇円（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四、三〇〇円）」に、「旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四、〇〇〇円」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、一、九〇〇円（旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三、九〇〇円）」に改め、同表の建築基準法関係事務の部の建築物確認申請又は通知に係る審査手数料の項中

床面積の合計

を

一 当該申請又は通知に係る建築物の標準審査

床面積の合計

に、「七、〇〇〇円」を

「一、〇〇〇円」

〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に改め、同項に次のように加える。

二 当 該申 請又 は通 知に 係る 建築 物の 仕様 基準 の審 査	イ 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）の確認を申請し、又は通知する場合	床面積の合計		床面積の合計	
		二〇〇平方メートル未満	二〇〇平方メートル以上	三〇〇平方メートル未満	三〇〇平方メートル以上
		一件	一件	一件	一件
				二二、〇〇〇円	三四、〇〇〇円

○ 平方メートル			
未満			
二、〇〇〇			
○ 平方メートル			
以上五、〇〇〇平方メートル	一件	五三、〇〇〇円	
五、〇〇〇			
○ 平方メートル	一件	六九、〇〇〇円	
以上			

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物確認申請又は通知に係る審査手数料の項から
 工作物計画変更確認申請又は通知に係る審査手数料の項までの備考の欄を次のように改め
 る。

- 一 「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令第一号）第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
 - 二 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
 - 三 「複合建築物」とは、一つの建築物において、住宅の部分と住宅以外の用途に供する部分を併せて有するものをいう。
 - 四 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。
 - イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - ロ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（ニに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一
 - ニ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一
- 五 建築物確認申請又は通知に係る審査手数料については、建築物の仕様基準の審査

を要しない場合は一の区分に掲げる金額とし、建築物の仕様基準の審査を要する場合は一の区分に掲げる金額に二の区分に掲げる金額を加算した金額とする。

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「一四、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二七、〇〇〇円）」に、「一七、〇〇〇円」を「二七、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、三一、〇〇〇円）」に、「二三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、四〇、〇〇〇円）」に、「三二、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五五、〇〇〇円）」に改め、「五三、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五九、〇〇〇円）」を、「七四、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、八二、〇〇〇円）」を、「一七八、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、一九五、〇〇〇円）」を、「二六〇、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二九一、〇〇〇円）」を、「四五五、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五〇四、〇〇〇円）」を加え、同項の備考の欄を次のように改める。

- 一 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。
- イ 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- ロ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一
- 二 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号に定める基準をいう。

別表第三の建築基準法関係事務の部の中間検査を受けた建築物完了検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「一三、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二五、〇〇〇円）」に、「一六、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二九、〇〇〇円）」に、「二二、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、三九、〇〇〇円）」に、「三〇、〇〇〇円」を「四九、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五三、〇〇〇円）」に、「五二、〇〇〇円」を「五二、〇〇〇円（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、五八、〇〇〇円）」に改め、「六九、〇〇〇円」の下に「（建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、七七、〇〇〇円）」

〇円)」を、「一六一、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、一七八、〇〇〇円)」を、「二五二、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、二八三、〇〇〇円)」を、「四四五、〇〇〇円」の下に「(建築物エネルギー消費性能基準への適合を検査する場合にあつては、四九四、〇〇〇円)」を加え、同項の備考の欄を次のように改める。

一 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。

イ 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

ロ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合
当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一

二 「建築物エネルギー消費性能基準」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に定める基準をいう。

別表第三の建築基準法関係事務の部の建築物中間検査申請又は通知に係る検査手数料の項中「一三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同表の都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の部の低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料の項中「三七、三〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二八、八〇〇円、」を、「七四、三〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては五四、六〇〇円、」を、「一〇四、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては七六、二〇〇円、」を、「一四六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一〇七、〇〇〇円、」を、「二〇九、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一五五、〇〇〇円、」を、「三〇〇、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては二二五、〇〇〇円、」を、「四〇六、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては三一〇、〇〇〇円、」を、「五三二、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四〇四、〇〇〇円、」を、「六二四、〇〇〇円」の下に「仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四六八、〇〇〇円、」を加え、同項及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る審査手数料の項の備考の欄中8を9とし、7を8とし、同欄の6中「(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同欄の6を同欄の7とし、同欄の5中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年 経済産業省 国土交通省 令第一号)」を「省令」に改め、同欄の5を同欄の6とし、同欄の4の次に次のように加える。

5 「仕様・計算併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下こ

二 共							
同居宅等又は複合建築物の住宅部分の判定を受ける場合							
床面積の合計							
三〇〇平方メートル以上	三〇〇平方メートル未満	二、〇〇平方メートル以上、五、〇〇〇平方メートル未満	二、〇〇平方メートル以上	三〇〇平方メートル以上	三〇〇平方メートル未満	二、〇〇平方メートル以上、五、〇〇〇平方メートル未満	二、〇〇平方メートル以上
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては七三、九〇〇円）	（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四一、六〇〇円）	（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては一三六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては七三、九〇〇円）	（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては七三、九〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一九、四〇〇円）	（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては七三、九〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては九、五五〇円）	（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四七、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては五、一〇〇円）	（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四七、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては五、一〇〇円）	（仕様・計算併用法による審査が行われる場合にあつては四七、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては五、一〇〇円）
建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）	建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）	建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）	建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）	建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）	建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）	建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）	建築物の部分として知事が別に定めるものを除く。）
二 「仕様・計算併用法」とは、省令第一條第一項第一号ロに定める	三 「モデル建築物による基準」とは、省令第一條第一項第一号ロに定める	二 「仕様・計算併用法」とは、省令第一條第一項第一号ロに定める	二 「仕様・計算併用法」とは、省令第一條第一項第一号ロに定める	二 「仕様・計算併用法」とは、省令第一條第一項第一号ロに定める	二 「仕様・計算併用法」とは、省令第一條第一項第一号ロに定める	二 「仕様・計算併用法」とは、省令第一條第一項第一号ロに定める	二 「仕様・計算併用法」とは、省令第一條第一項第一号ロに定める

一、九五〇円	法第百一条第一項に規定する免許証等をいう。以下この部において同じ。)の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
三、九〇〇円	道路交通法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験(以下この部において「技能試験」という。)を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六、九〇〇円とする。
一、九〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
二、五〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、三〇〇円とする。
一、八五〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
一、九五〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、五五〇円とする。
二、八〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
一、六〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
一、八〇〇円	道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、七五〇円とする。
一、九五〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、七〇〇円とする。
四、五〇〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、七、四五〇円とする。
一、八〇〇円	
一、六五〇円	
二、九五〇円	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、七〇〇円とする。

別表第三の運転免許関係事務の部の検査手数料の項中「三、九〇〇円」を「三、九五〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、九五〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、六五〇円」に改め、同部の再試験手数料の項中「一、九〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「四、四〇〇円」を「五、〇五〇円」に、「一、七五〇円」を「二、九五〇円」に、「二、五五〇円」を「二、七五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、

八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、五五〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同部の免許証交付手数料の項を次のように改める。

免許証交付手数料	一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る許に免許に係る	道路交通法第九十条第一項の規定による交付を受ける場合	一件	二、三五〇円	一 道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第九十条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この部において「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、二、一〇〇円とする。 二 日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この部において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二、一五〇円又は一、九〇〇円に、与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額とする。
		道路交通法第九十条の二第十一項の規定による交付を受ける場合	一件	二、五五〇円	
	二 仮運転免許に係る免許証		一件	一、一〇〇円	

別表第三の運転免許関係事務の部の免許証再交付手数料の項中「二、二五〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、一五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

特定情報記録	一 道路交通法第九十条の二第六項の	道路交通法第九十条の二第六項の	一件	一、五五〇円	一 特定試験免除者に係る記録にあつては、一、三五〇円とする。 二 複数免許取得者に係る記録にあつては、一、三五〇円又は一、一
--------	-------------------	-----------------	----	--------	---

		手数料	
二 第三項の規定による特定免許情報の記録の書換え	二 第三項の規定による場合	二 第三項の規定による場合	二 第三項の規定による場合
	二 道路交通法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第六十六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換え	道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	道路交通法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合
一件	一件	一件	五〇円に、与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額とする。
一、五五〇円	一、五〇〇円	八〇〇円	
二 複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては、一、三五〇円に与える免許一種類ごとに二〇〇円を加えた額とする。			

別表第三の運転免許関係事務の部の免許証更新手数料の項及び經由手数料の項を次のように改める。

免許証等更新手数料	
一 免許証の有効期間の更新（同時に）	二 免許情報記録の有効期間の更新（同時に）
道路交通法第百一条の二の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この部において「經由申請」といふ。）をする場合	經由申請及び更新時不交付のいざれをもしない場合
一件	一件
二、七五〇円	二、八五〇円

をしない場合

別表第三の運転免許関係事務の部の運転経歴証明書交付手数料の項及び運転経歴証明書再交付手数料の項中「一、一〇〇円」を「一、一五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

運転 経歴 情報 記録 手数 料	一件	九〇〇円	道路交通法第一百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則第三十条の十一第一項の運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、一〇〇円とする。
---------------------------------	----	------	--

別表第三の運転免許関係事務の部の運転技能検査手数料の項中「三、五五〇円」を「三、六五〇円」に改め、同部の審査手数料の項中「一、四〇〇円」を「一、三五〇円」に、「二、八五〇円」を「三、一〇〇円」に改め、同部の技能検定員審査手数料の項の金額の欄を次のように改める。

<p>二、三、七五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、二、三、七五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。</p> <p>一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、八〇〇円</p> <p>二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 六、三五〇円</p> <p>三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項についての審査の免除 二、五〇〇円</p> <p>四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、五〇〇円</p> <p>五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 二、六〇〇円</p> <p>六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 一、八〇〇円</p> <p>七 一及び二の免除のいずれをも免除 二、九五〇円</p> <p>八 三及び四の免除のいずれをも免除 五五〇円</p> <p>一九、八〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一九、八〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。</p> <p>一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、六五〇円</p> <p>二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 六、二五〇円</p> <p>三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項についての審査の免除 二、〇〇〇円</p> <p>四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、〇〇〇円</p> <p>五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 一、八五〇円</p> <p>六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 二、〇〇〇円</p> <p>七 一及び二の免除のいずれをも免除 九〇〇円</p> <p>八 三及び四の免除のいずれをも免除 三五〇円</p> <p>一四、四五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一四、四五〇円</p>
--

から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

- 一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 一、二〇〇円
- 二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 一、九〇〇円

三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項についての審査の免除 二、〇〇〇円

四 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 二、〇〇〇円

五 技能検定の実施に関する知識についての審査の免除 二、五五〇円

六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 二、四〇〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 一、三五〇円

八 三及び四の免除のいずれをも免除 三五〇円

二二、二〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、二二、二〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 四、四五〇円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能についての審査の免除 七、七五〇円

三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識についての審査の免除 三、七五〇円

四 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識についての審査の免除 二、六〇〇円

五 一及び二の免除のいずれをも免除 二、九〇〇円

別表第三の運転免許関係事務の部の教習指導員審査手数料の項の金額の欄を次のように改める。

一五、一〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一五、一〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、八〇〇円

二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、四〇〇円

三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三〇〇円

四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識についての審査の免除 一、六〇〇円

五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、六〇〇円

六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、五五〇円

七 一及び二の免除のいずれをも免除 三、〇〇〇円

八 四及び五の免除のいずれをも免除 二〇〇円

一二、〇〇〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一二、〇〇〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能についての審査の免除 三、六五〇円

二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三〇〇円

三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、二五〇円

四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他

- 自動車運転に関する知識についての審査の免除 一、三五〇円
- 五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、三五〇円
- 六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、三〇〇円
- 七 一及び二の免除のいずれをも免除 九五〇円
- 八 四及び五の免除のいずれをも免除 一五〇円

九、九五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、九、九五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

- 一 教習指導員として必要な自動車運転技能についての審査の免除 一、二〇〇円
- 二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、三五〇円
- 三 学科教習に必要な教習の技能についての審査の免除 一、二五〇円
- 四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識についての審査の免除 一、三五〇円
- 五 自動車教習所に関する法令についての知識についての審査の免除 一、三五〇円
- 六 教習指導員として必要な教育についての知識についての審査の免除 一、二五〇円
- 七 一及び二の免除のいずれをも免除 一、三五〇円
- 八 四及び五の免除のいずれをも免除 五〇円

一二、八五〇円とする。ただし、次の各号に掲げる免除をされる者は、一二、八五〇円から当該各号に定める額をそれぞれ減じて得た金額とする。

- 一 教習指導員として必要な自動車運転技能についての審査の免除 四、四五〇円
- 二 技能教習に必要な教習の技能についての審査の免除 二、一〇〇円
- 三 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識についての審査の免除 二、六〇〇円
- 四 一及び二の免除のいずれをも免除 二、九五〇円

別表第三の運転免許関係事務の部の国外運転免許証交付手数料の項中「二、三五〇円」を「二、二五〇円」に改め、同部の講習手数料の項中

一 道路交通 法第百八条 の二第一項 第一号に掲 げる講習	間	一時	七五〇	円	
を					
一 道路交通 法第百八条 の二第一項 第一号に掲 げる講習	間	一時	八五〇	円	
に、「二、三五〇					

円」を「二、四〇〇円」に、「四、四五〇円」を「四、六五〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「四、一五〇円」を「四、三〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、七五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、八五〇円」

に、

九 道路交通 法第百八条 の二第一項 第九号に掲 げる講習	一時 間	七五〇 円
--	---------	----------

を

九 道路交通 法第百八条 の二第一項 第九号に掲 げる講習	一時 間	九〇〇 円
--	---------	----------

に、「二、一

五〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、一五〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八五〇円」に、「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五五〇円」に、「第九十二条の二第一項の表の備考一の2」を「第九十五条の六第一項の表の備考一のロ」に、

五〇〇円

を

五〇〇円

公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この部において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この部において「オンライン講習」という。）にあつては、二〇〇円とする。

に、「第

八〇〇円

を

八〇〇円

オンライン講習にあつては、二〇〇円とする。

に、

道路交通法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習

一件

一、三五〇円

国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、八〇〇円とする。

を

<p>道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者をいう。以下この部において同じ。）でないものに対する講習</p>	<p>一件</p>	<p>一、四〇〇円</p>	<p>オンライン講習にあつては、二〇〇円とする。</p>
<p>道路交通法第九十五条の六第一項の表の備考一の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習</p>	<p>一件</p>	<p>八〇〇円</p>	

に、「六、

四五〇円」を「六、六〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「二、九五〇円」に、

<p>十三 道路交通法第八十八条の二第一項第十三号に掲げる講習</p>	<p>一件</p>	<p>一一、五〇〇円</p>	<p>当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、九、〇五〇円とする。</p>
<p>十三 道路 交通法第 百八条の 二第一項 第十三号 に掲げる 講習</p>	<p>一件</p>	<p>一一、九〇〇円</p>	

を

<p>自動車等 （これに準 ずるものと して国家公 安委員会規 則で定める 装置を含 む。）を使 用する指導 （以下この 部において 「実車等指 導」とい う。）を含 む講習</p>	<p>一件</p>	<p>一一、九〇〇円</p>
---	-----------	----------------

に、「二、

実車等指導 を含まない 講習	一件	九、三五〇 円
----------------------	----	------------

二五〇円」を「二、六〇〇円」に、

十五 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十五号 又は第十六 号に掲げる 講習	一時 間	二、〇 〇〇円
---	---------	------------

を

十五 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十五号 に掲げる講 習	一時 間	二、一 〇〇円
十六 道路交 通法第百八 条の二第一 項第十六号 に掲げる講 習	一時 間	二、〇 五〇円

に、

十六 道路交通法施行令第 三十七条の六に規定する 講習	一人	一、三五〇 円
-----------------------------------	----	------------

を

十七 道路交通法施行令第 三十七条の六に規定する 講習	一人	一、四〇〇 円
-----------------------------------	----	------------

に、「十七 道路交通法施行令」を

「十八 道路交通法施行令」に改め、同部の通知手数料の項中「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同部の認知機能検査員講習手数料の項中「一、四五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、一五〇円」に改める。

別表第四の運転免許関係事務の項中「及び第十号」を「第十号及び第十四号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第三の租税特別措置法関係事務の部及び別表第四の改正規定 公布の日
- 二 別表第三の一般旅券申請事務の部及び運転免許関係事務の部の改正規定 令和七年三月二十四日

三 別表第三の建築基準法関係事務の部、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務の部及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務の部の改正規定並びに次項の規定 令和七年四月一日

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第三の建築基準法関係事務の部の規定は、前項第三号に定める日以後にその工事に着手する建築物の建築等に係る事務について適用し、同日前にその工事に着手する建築物の建築等に係る事務については、なお従前の例による。

理 由

道路交通法施行令の一部改正に伴い新たな手数料を設定し、及び旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）の一部改正等に伴い手数料の額の改定等を行いたいので提出する。

第百十号議案

当せん金付証券の発売について

令和七年度において当せん金付証券を次のとおり発売することについて、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第四条第一項の規定により、議決を求める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

発売総額 百十二億円以内

理 由

公共事業等の費用の財源の一部に充てるため、他の関係地方公共団体と共同して、当せん金付証券を発売したいので提出する。

第百十一号議案

大分県産業廃棄物税条例の一部改正について

大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

大分県産業廃棄物税条例（平成十六年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和元年大分県条例第三十五号）」を「大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和六年大分県条例第号）」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

理 由

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、引き続き産業廃棄物税を課するとともに、五年後を目途として再度検討を加えることとしたので提出する。

第百十二号議案

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項の事務の欄の第一号9(1)から(3)までを次のように改める。

- (1) 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料
- (2) 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料
- (3) 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料

別表第二の三の項の事務の欄の第二号(4)を次のように改める。

- (4) 法第十二条第一項及び第二項
- (5) 法第十二条の二第一項
- (6) 法第十二条の七第一項及び第三項
- (7) 法第十二条の八第三項

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

第二条 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の大麻関係事務の部中「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和七年三月一日から施行する。

理 由

大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。及び知事の権限に属する事務の一部を大分市が処理することとしたいので提出する。

第百十三号議案

物品の取得について

次のように物品を取得することについて、大分県県有財産条例（昭和三十九年大分県条例第二十八号）第二条の規定により、議決を求める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 取得物品 携帯トイレ六十七万個

二 取得予定金額 一億千六百四十四万六千円

三 相手方 大分市青崎二丁目四番三十九号

日本乾溜工業株式会社大分支店

支店長 浜 窪 正 久

理 由

災害時に避難所において使用する携帯トイレとして取得したいので提出する。

第百十四号議案

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十九条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第三十条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の一部改正に伴い、救護施設における個別支援計画の作成等に係る基準を定めたいので提出する。

第百十五号議案

損害賠償の額を定めることについて

次のように損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定により、議決を求める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 賠償金額 千四百九十一万八千四百十八円

内訳 A 百六十二万五千七百七十九円

B 千三百二十九万三千二百三十九円

二 賠償の相手方 大分市

A

大分市

B

三 事件の概要

令和六年六月十日午後二時三十分頃、大分県立農業大学校において生乳を搾乳した際、作業手順の管理等が不十分であったため洗浄水が生乳に混入し、同月十二日に、出荷した当該生乳が、販売を委託していた A から購入した B 所の有の生乳及び製品に混入し、このため A 及び B が当該生乳が混入した生乳及び製品を廃棄した。

理由

民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百十五条第一項の規定により、損害賠償を要する必要があるので提出する。

第百十六号議案

工事請負契約の変更について

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 工 事 名 一般国道二百二十二号（藤山トンネル）道路改良工事

二 契約締結年月日 令和四年三月二十五日

三 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十四番一号

前田建設工業・菅組・下徳産業特定建設工事共同企業体

代表者 前田建設工業株式会社九州支店

執行役員支店長 花岡 信一

四 契約変更事項

契約金額

旧 三十八億八千八百七十四万三千五百八十四円

新 四十六億四千三百四十九万三千三百三円

理 由

当初推定していた地質との相違による施工方法の変更並びに建設工事に係る労務費及び資材価格の変動に伴い、契約金額を変更する必要があるので提出する。

第百十七号議案

工事請負契約の変更について

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 工 事 名 コンテナクレーン更新工事

二 契約締結年月日 令和五年十月四日

三 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目六番四号

株式会社三井E&S

代表取締役社長 高橋 岳 之

四 契約変更事項

契約金額

旧 十四億五千六百九万二千円

新 十四億五千二百七十八万千円

理 由

コンテナクレーンの解体に係る有価物売却費等の変動に伴い、契約金額を変更する必要があるので提出する。

第百十八号議案

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備についで

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に

関する条例

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

第一条 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部中「たい積行為」を「堆積行為」に、「六五、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事申請手数料の項中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事」に、「切土又は盛土する」を「盛土又は切土をする」に改め、「(以下この部において「宅地造成区域」という。)」を削り、「二二、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、

一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	一件	三一、〇〇〇円
-----------------------------	----	---------

を

一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	一件	四四、〇〇〇円
二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内	一件	六二、〇〇〇円

に、

「二、〇〇〇平方メートルを」を「三、〇〇〇平方メートルを」に、「四七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「三四〇、〇〇〇円」を「四九八、〇〇〇円」に、「四二〇、〇〇〇円」を「六四二、〇〇〇円」に改め、同項に次のように加える。

土石の堆	五〇〇平方メートル以内	一件	一六、〇〇〇円
------	-------------	----	---------

積の面積									
五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内	一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内	三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内	二〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇、〇〇〇平方メートル以内	四〇、〇〇〇平方メートルを超え七〇、〇〇〇平方メートル以内	七〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
一八、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円
上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超えるときは、その金額は、六四二、〇〇〇円とする。									

別表第三の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事変更許可申請手数料の項を次のように改める。

宅地造成	等工事	事規	制区	域内	にお	ける	宅地	造成	等工	事変	更許	可申	請手	数料
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更														
変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額 一 工事の設計の変更 （二のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は														
上記により算定した金額が六四二、〇〇〇円を超えるときは、その金額は、六四二、〇〇〇円とする。														

<p>更 土石の堆積に関する工事の計画の変</p>	
<p>変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額</p> <p>一 工事の設計の変更（二のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ宅地造成等工事規制区域内に</p>	<p>は切土をする土地の面積）に応じ宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事許可申請手数料に規定する額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>二 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事許可申請手数料に規定する額</p> <p>三 一又は二以外の変更については、一〇、〇〇〇円</p>
<p>上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、その金額は、一三八、〇〇〇円とする。</p>	

別表第三の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部に次のように加える。						
<p>おける宅地造成等工事許可申請手数料に規定する額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>二 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事許可申請手数料に規定する額</p> <p>三 一又は二以外の變更については、一〇、〇〇〇円</p>						
宅地造成等工事規制区内における宅地造成又は特定盛土	盛土又は切土をす	面積の	盛土	盛土	盛土	盛土
五〇〇平方メートル以内	五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内	一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内	三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

特定盛土又は切土をすめる区域における特定盛土等又は石の堆積工事許可申請手数料														
盛土又は切土をすめる区域の面積														
二〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇、〇〇〇平方メートル以内	四〇、〇〇〇平方メートルを超え七〇、〇〇〇平方メートル以内	七〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇〇、〇〇〇平方メートル以内	二〇〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇〇、〇〇〇平方メートル以内	四〇〇、〇〇〇平方メートルを超え七〇〇、〇〇〇平方メートル以内	七〇〇、〇〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内	一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内	三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内	二〇、〇〇〇平方メートルを超え三〇、〇〇〇平方メートル以内	三〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇、〇〇〇平方メートル以内	四〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
一八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	二二八、〇〇〇円	三五四、〇〇〇円	四九八、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円

		における特定盛土等又は土石の堆積工事変更申請手数料	
<p>土石の堆積に関する工事の計画の変更</p>		<p>場合を除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積(二に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>二 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料に規定する額</p> <p>三 一又は二以外の変更については、一〇、〇〇〇円</p>	<p>を超えるときは、その金額は、六四二、〇〇〇円とする。</p>
		<p>上記により算定した金額が一三八、〇〇〇円を超えるときは、</p>	

		等工	事中	間検	査手	数料
超え三、〇〇〇平方メートル以内	一件	一三、〇〇〇円				
三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	一件	一五、〇〇〇円				
五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	一六、〇〇〇円				
一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	一七、〇〇〇円				
二〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	一八、〇〇〇円				
四〇、〇〇〇平方メートルを超え七〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	二〇、〇〇〇円				
七〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	二六、〇〇〇円				
一〇〇、〇〇〇平方メートルを超える	一件	二七、〇〇〇円				

(大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の事務の欄の第一号を次のように改める。

一 条例第二条第二項の規定に基づき、次に掲げる手数料の徴収を行うこと。

- 1 旅券法関係事務に係る一般旅券申請手数料(渡航先の追加に係るものを除く。)
 - 2 宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務に係る次の手数料(土石の堆積に関する工事に係るものを除く。)
- (1) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事許可申請手数料
 - (2) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等工事変更許可申請手数料
 - (3) 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等工事中間検査手数料

別表第一の一の項の市町村の欄中「各市町村」の下に「(ただし、事務の欄の第一号2にあつては、別府市とする。)」を加え、同表の二十八の項を次のように改める。

二十八 宅地	一 法第十二条第一項の規定に基づき、宅地造成又は特定盛土等に関する工事(以下この項において「工事」)	別府市
--------	--	-----

	<p>定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項中「法」という。）、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項中「施行規則」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務</p>
<p>という。）を許可すること。</p> <p>二 法第十二条第三項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第十二条第一項の許可に必要な条件を付すること。</p> <p>三 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町村長に通知すること。</p> <p>四 法第十四条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可証の交付又は不許可の通知をすること。</p> <p>五 法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国又は県等からの工事についての協議を受けること。</p> <p>六 法第十六条第一項の規定に基づき、工事の変更を許可すること。</p> <p>七 法第十六条第二項の規定に基づき、工事の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>八 法第十七条第一項の規定に基づき、工事の完了検査をすること。</p> <p>九 法第十七条第二項の規定に基づき、検査済証を交付すること。</p> <p>十 法第十八条第一項の規定に基づき、工事の中間検査をすること。</p> <p>十一 法第十八条第二項の規定に基づき、中間検査合格証を交付すること。</p> <p>十二 法第十九条第一項の規定に基づき、工事の定期の報告を受理すること。</p> <p>十三 法第二十条第一項から第三項までの規定に基づき、工事の許可を取り消し、当該工事の施行の停止等を命じ、土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずること。</p> <p>十四 法第二十条第五項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずること及び必要な公告をすること。</p> <p>十五 法第二十条第六項（法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害防止措置に要した費用を工事主等又は土地所有者等に負担させること。</p> <p>十六 法第二十一条第一項の規定に基づき、宅地造成等</p>	

- 工事規制区域指定の際に当該規制区域内において行われている工事の届出を受理すること。
- 十七 法第二十一条第二項の規定に基づき、工事主の氏名等を公表し、及び関係市町村長に通知すること。
- 十八 法第二十一条第三項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内の土地において政令で定める工事をする者の届出を受理すること。
- 十九 法第二十一条第四項の規定に基づき、宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者の届出を受理すること。
- 二十 法第二十二條第二項の規定に基づき、土地の所有者、管理者、占有者等に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- 二十一 法第二十三条第一項の規定に基づき、土地所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずること。
- 二十二 法第二十三条第二項の規定に基づき、土地所有者等以外の者に対し、同条第一項の工事の全部又は一部を行うことを命ずること。
- 二十三 法第二十四条第一項の規定に基づき、その職員に、土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況を検査させること。
- 二十四 法第二十五条の規定に基づき、土地の所有者、管理者又は占有者に対し、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めること。
- 二十五 施行規則第八十八条の規定に基づき、確認済証の交付を受けるために要する証明書等を交付すること。
- 二十六 前各号に掲げるもののほか法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものを行うこと。

別表第二の三十七の項中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改め、同項の事務の欄の第一号及び第二号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同欄の第三号を削り、同欄の第四号を同欄の第三号とし、同欄の第五号を同欄の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 条例第十一条第四号ただし書の規定に基づき、浸透水を採用するために必要な措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると認めること。

別表第二の三十七の項の事務の欄の第十五号中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同欄の第十六号中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改め、同欄の第十七号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改め、同欄の第十八号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改め、同欄第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同欄の第二十八号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同号を同欄の第二十六号とし、同欄の第二十九号を同欄の第二十七号とする。

(大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一部改正)

第三条 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(平成十八年大分県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例

「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

目次中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第一条中「並びに災害の発生」及び「とともに、生活の安全を確保する」を削る。

第二条第二号中「たい積」を「堆積」に改め、「、かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られ」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第三条第一項中「並びに土砂等の崩落等」を削る。

第二章の章名中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第六条第一項及び第三項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同条第二項中「安全基準」を「土砂基準」に、「土壌の汚染及び水質の汚濁」を「土壌汚染等」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第一項第二号中「たい積し」を「堆積し」に改め、同条第三項中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「位置」を「所在地」に改め、同項第六号中「及び特定事業の用に供する施設(以下「特定事業場」という。)の区域」を削り、「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改め、「当該特定事業場の構造が」を削り、「ものである」を「措置が講じられている」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

第十一条第一項第一号イ中「、第十九条第六項、第二十条第四項」を削り、同項第三号中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に、「安全基準」を「土砂基準」に改め、同項第四号を削り、同項第五号に次のただし書を加える。

ただし、当該措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると知事が認めた場合においては、この限りでない。

第十一条第一項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第二項を削る。

第十四条中「安全基準に」を「土砂基準に」に、「安全基準適合証明書」を「土砂基準適合証明書」に改め、同条第三号中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十五条中「の各号」を削り、同条の各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第十九条第一項前段の規定による休止の届出をした場合は、この限りでない。

第十五条第二号中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十六条第一項中「内の土壌」を「（土砂等を堆積している区域に限る。）内の土壌」に改め、同条第四項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第十七条中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十八条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域又はその周辺」に改め、同条第二項中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に改める。

第十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「並びに第一項の規定による措置が講じられているかどうか」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第二十条第四項を削る。

第二十二條第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「位置」を「所在地」に改め、同条第三項中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一号」に改める。

第二十三条第一項第七号中「第十一条第一号」を「第十一条第一号」に改める。

第二十四条中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改める。

第二十九条第一号中「、第十九条第六項、第二十条第四項」を削る。

第三十一条第一号中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年五月一日から施行する。

（大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第三条の規定による改正後の大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（以下「新土砂条例」という。）第四章の規定（新土砂条例第十五条及び第十六条の規定を除く。以下同じ。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事に着手する特定事業について適用し、施行日前に工事に着手した特定事業（当該特定事業において堆積した土砂等のうち宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。）第十三条第一項又は第三十一条第一項の技術的基準の適用を受

ける部分を除く。)については、なお従前の例による。

3 盛土規制法第十二条第一項ただし書又は第三十条第一項ただし書に規定する工事に係る特定事業については、前項の規定にかかわらず、新土砂条例第四章の規定を適用する。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる特定事業に関する規制に係る事務についての第一条の規定による改正前の大分県使用料及び手数料条例別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部の規定及び第二条の規定による改正前の大分県の事務処理の特例に関する条例別表第二の三十七の項の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴い、宅地造成等工事許可申請手数料の設定等及び土砂等の堆積行為に係る許可基準の見直し等を行いたいので提出する。

第百十九号議案

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 契約の目的 都市計画道路路庄の原佐野線街路改築工事

二 工事の概要 橋梁^{りょう}上部工 延長 二百十メートル

三 契約の方法 一般競争入札

四 契約金額 二十七億三千四百八十六万二千百九十六円

五 工期 着工 契約締結の日の翌日

完成 令和九年三月三十日

六 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目七番二十七号

JFE・日塔特定建設工事共同企業体

代表者 JFEエンジニアリング株式会社九州支店

支店長 橋本 恭彦

理由

都市計画道路路庄の原佐野線橋梁上部工新設に係る工事請負契約を締結したいので提出する。

第二百十号議案

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「城南西二丁目」の下に「、深河内一丁目、深河内二丁目、深河内三丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「上宗方南三丁目」の下に「、宗方台北、宗方台東、宗方台西」を加える。

附則

この条例は、令和七年一月十一日から施行する。

理由

大分市の大字荏隈、大字永興等の各区域の一部が新たな町の区域として画されることに伴い、大分県大分中央警察署及び大分県大分南警察署の管轄区域について、規定を整備する必要があるので提出する。

第 2 号報告

令和 6 年度大分県一般会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 27 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和6年度 大分県一般会計補正予算（第3号）

令和6年度大分県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ839,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700,947,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月11日専決

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 国 庫 支 出 金		103,317,393	839,689	104,157,082
	3 委 託 金	1,327,357	839,689	2,167,046
歳 入 合 計		700,107,829	839,689	700,947,518

歳 出

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		27,909,413	839,689	28,749,102
	5 選 挙 費	24,088	839,689	863,777
歳 出 合 計		700,107,829	839,689	700,947,518

報第四十四号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 賠償金額 二十八万六千円

二 賠償の相手方 大阪府

A

三 事件の概要

平成二十八年一月に、大分県立佐伯支援学校職員が、小学部通信「のびのび」第九号を作成するに当たり、相手方の許諾を得ることなく、相手方が作成したイラストを使用した。その後、同校が同通信を児童に配布するとともに同校のホームページで公開したため、相手方の有する著作権を侵害した。

四 専決年月日 令和六年十一月六日

報第四十五号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 賠償金額 二十一万二千二百円

二 賠償の相手方 大分市

A

三 事件の概要

令和六年八月十五日午後三時二十七分頃、大分市大字鶴崎百十番地の株式会社河村食品駐車場内において、捜査活動中の大分東警察署勤務警察官 B が、被害車両の写真撮影していた際、同巡査の不注意により、腰部に着装していた手錠を同車両の隣に駐車していた A 使用の普通乗用自動車に接触さ

せ、このため同車の車体の一部が損傷した。

四 専決年月日 令和六年十一月十三日

報第四十六号

新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案の骨子について

県の地方創生の取組に関する総合的な指針となる新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を策定したので、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成二十年大分県条例第五十六号）第四条の規定により、別冊のとおりその概要等を報告する。

令和六年十一月二十七日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

本冊子は、グリーン購入法に適合した用紙を使用しています。